



マネーロンダリング防止ポリシー

法的目的および同目的で解釈する場合、公式文書は英語文書となります。翻訳は便宜上提供されるものであり、法的目的のため、または一般的にいかなる法的な理由においても、有効な文書として使用することはできません。

Quality FX Ltd は、商号 QF Markets として運営され、マーシャル諸島で法人番号 118067 に登録されています。登記住所は Trust Company Complex, Ajeltake Road, Ajeltake Island, MH96960 Majuro, Marshall Islands です。

犯罪活動によって得た資金の洗浄を防ぐためのマネーロンダリング防止方針は、QF Markets の運営の核心を成すものです。

当社のマネーロンダリング防止措置は、国際的に認められた基準に準拠し、金融規制当局が定める要件を満たしています。

マネーロンダリング防止措置

当社は、違法な資金源が合法的な資金として使用されることを防ぐため、口座開設前の顧客の本人確認を徹底しています。これには、業務評判や犯罪歴に関するチェックも含まれます。

顧客の入出金時の本人確認手続きは、公的書類に基づいて行われ、当社の KYC (Know Your Client) ポリシーは、資金の出所に対する責任と法令遵守を保証します。

当社は、最新の技術を用いて個人識別を行い、顧客に関する必要な情報を収集し、取引口座での顧客の行動を監視します。記録管理システムを通じて疑わしい取引を追跡し、必要に応じて政府管轄当局に情報を提供します。

QF Markets は預金口座を開設せず、現金取引は行いません。すべての金銭取引はキャッシュレスで行われ、銀行間取引は文書で厳重に記録されます。犯罪目的の疑いがある場合、当社は直ちに送金を停止し、関連する政府監督当局に報告し、顧客に通知せずに関連情報を提供する義務を負います。

当社は、必要に応じてマネーロンダリング防止ポリシーを見直し、修正する権利を留保します。